

装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示

発令　　：平成13年6月20日国土交通省告示第1088号

最終改正：令和6年1月5日国土交通省告示第2号

改正内容：令和6年1月5日国土交通省告示第2号[令和6年1月5日]

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条の規定に基づき、及び同令を実施するため、装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示を次のように定める。

装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示

（国土交通大臣が定める国）

第一条 装置型式指定規則第五条の国土交通大臣が告示で定める国は、別表第一に定めるところによる。

第二条 共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国は、別表第二に定めるところによる。

附 則

1 この告示は、平成十三年六月三十日から施行する。

2 装置型式指定規則第五条に規定する運輸大臣が告示で定める国等を定める件（平成十二年運輸省告示第百六十七号）は、廃止する。

改正文 （平成一四年八月二二日国土交通省告示第七三五号） 抄

平成十四年九月一日から適用する。

附 則 （平成一九年十一月九日国土交通省告示第一四九二号）

この告示は、平成十九年十一月十日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月一日国土交通省告示第九三号）

この告示は、平成二十年二月三日から施行する。

附 則 （平成二〇年七月七日国土交通省告示第八七一号）

この告示は、平成二十年七月十一日から施行する。

附 則 （平成二〇年一〇月一五日国土交通省告示第一二一九号）

この告示は、平成二十年十月十五日から施行する。

附 則 （平成二一年七月二二日国土交通省告示第七八三号）

この告示は、平成二十一年七月二十二日から施行する。ただし、別表の特定装置の種類欄中「第二条第十九号の前照灯」の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 （平成二三年一月二八日国土交通省告示第七五号）

この告示は、平成二十三年一月三十日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二三日国土交通省告示第六七二号）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十三年六月二十三日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年八月一日から施行する。

第二条 第一条による改正後の装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示別表（第二条第五号の三の感電防止装置に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年八月一日から適用する。

（装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示の廃止）

第三条 装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百七十三号）は、廃止する。

附 則 （平成二三年一〇月二八日国土交通省告示第一〇八五号）

この告示は、平成二十三年十月二十八日から施行する。

附 則 （平成二四年七月二六日国土交通省告示第八二五号）

この告示は、平成二十四年七月二十六日から施行する。

附 則 （平成二五年七月一二日国土交通省告示第七二七号）

この告示は、平成二十五年七月十五日から施行する。

附 則 （平成二六年六月一〇日国土交通省告示第六七七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年一〇月九日国土交通省告示第九七七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月二二日国土交通省告示第四五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年六月一五日国土交通省告示第七二五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一〇月八日国土交通省告示第一〇五一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年一月二〇日国土交通省告示第二二八号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年四月二〇日国土交通省告示第六八三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年六月一七日国土交通省告示第八二八号）

この告示は、平成二十八年六月十八日から施行する。

附 則 （平成二八年六月三〇日国土交通省告示第八五五号）

この告示は、平成二十八年六月三十日から施行する。

附 則 （平成二八年八月三一日国土交通省告示第九六九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年一〇月七日国土交通省告示第一一二四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年二月九日国土交通省告示第九一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年六月二二日国土交通省告示第六四三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年一〇月一〇日国土交通省告示第九〇六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年二月九日国土交通省告示第一四七号）

この告示は、平成三十年二月十日から施行する。

附 則 （平成三〇年七月一九日国土交通省告示第九四五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年一〇月一六日国土交通省告示第一一七五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年一二月二八日国土交通省告示第一三九五号） 抄

この告示は、平成三十年十二月二十九日から施行する。

附 則 （平成三一年三月二九日国土交通省告示第四六五号）

この告示は、平成三十一年四月十五日から施行する。

附 則 （令和元年五月二八日国土交通省告示第六八号）

この告示は、令和元年五月二十八日から施行する。

附 則 （令和二年一月三一日国土交通省告示第五二号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年五月二九日国土交通省告示第六二九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年九月二五日国土交通省告示第一〇二一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年六月九日国土交通省告示第五二一号） 抄

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年九月三〇日国土交通省告示第一二九四号）

この告示は、令和三年九月三十日から施行する。

附 則 （令和四年六月二二日国土交通省告示第七一三号）

この告示は、令和四年六月二十二日から施行する。

附 則 （令和四年一〇月七日国土交通省告示第一〇四〇号）

この告示は、令和四年十月八日から施行する。

附 則 （令和五年一月四日国土交通省告示第一号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第六十七条の六を加える改正規定、第四百四十五条の六を加える改正規定、第二百二十三条の六を加える改正規定及び別添百二十八を加える改正規定、第二条の規定、第三条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第五十一条の六の改正規定並びに第五条の規定は、令和五年一月十九日から施行する。

附 則 （令和五年六月五日国土交通省告示第五七二号） 抄

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二十七条第二号の改正規定、同告示第三十九条第三項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）、同告示第六十八条及び第百五条の改正規定、同告示第百十七条第四項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）、同告示第百八十三条の改正規定、同告示第百九十五条第五項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）並びに同告示別添二十九及び別添八十一の改正規定、第二条中道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示第一条の改正規定（「第二十七条第一項第一号」を「第二十七条第一号」に改める部分を除く。）、第三条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十八条の二及び第五十二条第十項の改正規定並びに第五

条及び第六条の規定 令和五年六月八日

附 則 （令和五年九月二二日国土交通省告示第九六九号） 抄

この告示は、令和五年九月二十四日から施行する。

附 則 （令和六年一月五日国土交通省告示第二号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第五条の規定は、令和六年三月二十六日から施行する。

別表第一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

備考

○印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

別表第二

[illegible]

備考

○印は、各欄に掲げる国が、共通構造部型式指定規則第五条の二の特定共通構造部について、国土交通大臣が定める国であることを示す。